

契約担当官  
航空自衛隊第9航空団  
会計隊長 木部 政治

下記により入札を実施するので「入札及び契約心得」を熟知のうえ参加されたい。

## 記

1. 契約方式 一般競争契約
2. 入札事項
  - (1) 品名 (件名) 定期健康診断 35歳以上100人以下11件
  - (2) 履行期間 契約日 ~ 令和9年3月31日
  - (3) 履行場所 契約相手方指定場所
3. 入札場所 航空自衛隊那覇基地会計隊入札室
4. 入札日時 令和8年4月27日 10時30分
5. 参加資格
  - (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の該当者については参加できない。
  - (2) 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
  - (3) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
  - (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合はこの限りではない。
  - (5) 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA, B, C又はDに格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
6. 保証金 入札保証金：免除 契約保証金：免除
7. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
また、本件の入札は、郵便入札を可とするが、その場合は 4月 24日 17時までに航空自衛隊那覇基地会計隊契約班に必着とする。
8. 入札の無効 入札参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書等の作成 有
10. 契約条件 航空自衛隊標準契約条項、適用契約条項及び別紙特約条項を参照のこと。
11. 契約条項提示場所 航空自衛隊那覇基地会計隊事務室及び航空自衛隊久米島分屯基地基地業務小隊事務室
12. 契約方法 単価契約
13. 落札決定方式 予定総額決定
14. その他
  - (1) 入札説明会 無
  - (2) 入札参加希望者は、航空自衛隊那覇基地会計隊契約班まで連絡するとともに、資格決定通知書のコピーを入札開始前までに提出すること。
  - (3) 入札保証金の納付を免除してあるが、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
  - (4) 消費税及び地方消費税(消費税及び地方消費税相当分を含む)は、請求金額が確定した段階で当該金額の10%に相当する額とする。なお、円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てる。

本書記載事項の詳細については航空自衛隊那覇基地会計隊契約班 藤本 まで。

電話番号 098-857-1228・1229 FAX1221

# 入 札 書

契約担当官  
航空自衛隊第9航空団  
会計隊長 木部 政治 殿

品名（件名）	規 格	単位	予 定 数 量	単 価	金 額	備 考
定期健康診断	35歳以上100人以下	11件				
	以下余白					

総額（含梱包運賃） ¥ 単価契約 （ ）

履 行 期 間 契約日 ～ 令和9年3月31日

履 行 場 所 契約相手方指定場所

上記入札条件及び入札及び契約心得、契約条項承諾の上入札しました。

令和8年4月27日

住 所

会 社 名

代表者職位氏名印

内 訳 書

No. 1

No.	品名 (件名)	規 格	納入 規格	単位	予定数量	単 価	金 額	備 考	同 等 品
1	定期健康診断 35歳 以上	仕様書のとおり		人	100		( )		
2	定期健康診断 35歳 未満	〃		人	70		( )		
3	血液検査① (生化学)	〃		人	30		( )		
4	血液検査② (末梢血液一般)	〃		人	30		( )		
5	定期健康診断①	〃		人	30		( )		
6	定期健康診断②	〃		人	100		( )		
7	定期健康診断③	〃		人	2		( )		
8	定期健康診断④	〃		人	2		( )		
9	定期健康診断⑤	〃		人	60		( )		
10	定期健康診断⑥	〃		人	85		( )		
11	定期健康診断⑦	〃		人	30		( )		
12		以下余白							
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
						計	( )		

# 市場価格調査書

契約担当官  
航空自衛隊第9航空団  
会計隊長 木部 政治 殿

品名（件名）	規格	単位	予定数量	単価	金額	備考
定期健康診断	35歳以上100人以下11件					
以下余白						

総額（含梱包運賃） ¥ 単価契約 （ ）

履行期間 契約日 ～ 令和9年3月31日

履行場所 契約相手方指定場所

住 所

会 社 名

代表者職位氏名印

# 航空自衛隊久米島分屯基地仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	久米島LSP-衛-2
品名又は件名	定期健康診断 (35歳以上)	承認年月日	令和 8年2月18日
		作成年月日	令和 8年2月18日
		改正年月日	
		作成隊等名	第54警戒隊

## 1 総則 (適用範囲)

### 1. 1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊久米島分屯基地における定期健康診断について規定する。

### 1. 2 関係法令等

- a) 健康保険法 (大正11年法律第70条)
- b) 防衛省職員の健康管理に関する訓令 (昭和29年庁訓令第31号)
- c) 航空自衛隊における健康診断及び体力検査に関する達 (昭和60年空自達第26号)
- d) 航空自衛隊の部隊等の保有する個人情報の安全確保等に関する達 (平成25年空自達第43号)

## 2 役務に関する要求

### 2. 1 履行場所

契約相手方の定める場所

### 2. 2 履行期間

原則として平日を基本とし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に定める休日は履行しない。その他官側の都合により履行しない場合は双方で協議する。

### 2. 3 一般管理事項

契約相手方は本仕様書に基づき実施するものとする。

### 2. 4 役務内容

#### a) 対象科目

- ① 身体計測 (身長、体重、肥満度、標準体重、BMI)
- ② 腹囲測定
- ③ 視力
- ④ 血圧
- ⑤ 心電図 (12誘導)
- ⑥ 胸部X線検査 (直接1方向撮影)
- ⑦ 尿一般検査 (尿糖、尿蛋白、尿潜血、ウロビリノーゲン)
- ⑧ 血液検査① (HDL-cho、TG、LDL-cho、AST(GOT)、ALT(GPT)、 $\gamma$ -GTP、BUN、CRE、空腹時血糖、尿酸)
- ⑨ 血液検査② (RBC、WBC、Hb、Ht、血小板数)

⑩ 診察、問診

b) 対象者

航空自衛隊久米島分屯基地において、年度末年齢が35歳以上の隊員

c) その他

定期健康診断に際し、細部については契約相手方が定めた方法により行うものとする。

3 検査結果通知書の提出

検査結果通知書（様式任意）（1部）を提出すること。

4 検査

検査は、検査結果通知書の提出をもって終了とする。

5 その他の指示

5. 1 個人情報の取り扱い

a) 契約相手方は、善良な管理者の注意を持って本役務を行うものとする。

b) 契約相手方は、個人情報の漏えい等の防止のため、適切な措置をとらなければならない。

c) 契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

d) 契約相手方は、本役務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合、あらかじめ書面により官側の承認を受けなければならない。

e) 契約相手方は、本役務に係る個人情報を他の目的で利用してはならない。また、当該情報を第三者に提供してはならない。

f) 契約相手方は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により官側の承認を受けなければならない。

g) 契約相手方は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行う。また、官側は、特に必要と認めた場合は、契約相手方に対し個人情報の管理状況に関し質問し、資料提出を求め、又はその職員に契約相手方の施設等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。

h) 契約相手方は、本役務に関連するデータについて、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用するものとし、必要書類の提出後、該当データを保持しないものとする。

5. 2 その他

a) この仕様書に記載されていない事項で、関連法令等上、当然実施しなければならない事項については、契約相手方が関連法令等に基づき実施するものとする。その際、疑義が生じた場合、官側と調整のうえ指示を受けるものとする。

b) 役務に関し事故等が発生した場合は、契約相手方は、速やかにその内容を官側に報告する。

c) 官側は契約相手方が正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

# 航空自衛隊久米島分屯基地仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	久米島LSP-衛-3
品名又は件名	定期健康診断 (35歳未満)	承認年月日	令和8年2月18日
		作成年月日	令和8年2月18日
		改正年月日	
		作成隊等名	第54警戒隊

## 1 総則 (適用範囲)

### 1.1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊久米島分屯基地における定期健康診断について規定する。

### 1.2 関係法令等

- 健康保険法 (大正11年法律第70条)
- 防衛省職員の健康管理に関する訓令 (昭和29年庁訓令第31号)
- 航空自衛隊における健康診断及び体力検査に関する達 (昭和60年空自達第26号)
- 航空自衛隊の部隊等の保有する個人情報の安全確保等に関する達 (平成25年空自達第43号)

## 2 役務に関する要求

### 2.1 履行場所

契約相手方の定める場所

### 2.2 履行期間

原則として平日を基本とし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に定める休日は履行しない。その他官側の都合により履行しない場合は双方で協議する。

### 2.3 一般管理事項

契約相手方は本仕様書に基づき実施するものとする。

### 2.4 役務内容

#### a) 対象科目

- 身体計測 (身長、体重、肥満度、標準体重、BMI)
- 腹囲測定
- 視力
- 血圧
- 胸部X線検査 (直接1方向撮影)
- 尿一般検査 (尿糖、尿蛋白、尿潜血、ウロビリノーゲン)
- 診察、問診

#### b) 対象者

航空自衛隊久米島分屯基地において、年度末年齢が35歳未満の隊員

c) その他

定期健康診断に際し、細部については契約相手方が定めた方法により行うものとする。

3 検査結果通知書の提出

検査結果通知書（様式任意）（1部）を提出すること。

4 検査

検査は、検査結果通知書の提出をもって終了とする。

5 その他の指示

5. 1 個人情報の取り扱い

a) 契約相手方は、善良な管理者の注意を持って本役務を行うものとする。

b) 契約相手方は、個人情報の漏えい等の防止のため、適切な措置をとらなければならない。

c) 契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

d) 契約相手方は、本役務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合、あらかじめ書面により官側の承認を受けなければならない。

e) 契約相手方は、本役務に係る個人情報を他の目的で利用してはならない。また、当該情報を第三者に提供してはならない。

f) 契約相手方は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により官側の承認を受けなければならない。

g) 契約相手方は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行う。また、官側は、特に必要と認めた場合は、契約相手方に対し個人情報の管理状況に関し質問し、資料提出を求め、又はその職員に契約相手方の施設等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。

h) 契約相手方は、本役務に関連するデータについて、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用するものとし、必要書類の提出後、該当データを保持しないものとする。

5. 2 その他

a) この仕様書に記載されていない事項で、関連法令等上、当然実施しなければならない事項については、契約相手方が関連法令等に基づき実施するものとする。その際、疑義が生じた場合、官側と調整のうえ指示を受けるものとする。

b) 役務に関し事故等が発生した場合は、契約相手方は、速やかにその内容を官側に報告する。

c) 官側は契約相手方が正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

# 航空自衛隊久米島分屯基地仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	久米島LSP-衛-4
品名又は件名	血液検査① (生化学)	承認年月日	令和 8年2月18日
		作成年月日	令和 8年2月18日
		改正年月日	
		作成隊等名	第54警戒隊

## 1 総則 (適用範囲)

### 1. 1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊久米島分屯基地における定期健康診断について規定する。

### 1. 2 関係法令等

- a) 健康保険法 (大正11年法律第70条)
- b) 防衛省職員の健康管理に関する訓令 (昭和29年庁訓令第31号)
- c) 航空自衛隊における健康診断及び体力検査に関する達 (昭和60年空自達第26号)
- d) 航空自衛隊の部隊等の保有する個人情報の安全確保等に関する達 (平成25年空自達第43号)

## 2 役務に関する要求

### 2. 1 履行場所

契約相手方の定める場所

### 2. 2 履行期間

原則として平日を基本とし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に定める休日は履行しない。その他官側の都合により履行しない場合は双方で協議する。

### 2. 3 一般管理事項

契約相手方は本仕様書に基づき実施するものとする。

### 2. 4 役務内容

#### a) 対象科目

生化学 (HDL-cho、TG、LDL-cho、AST(GOT)、ALT(GPT)、 $\gamma$ -GTP、BUN、CRE、空腹時血糖、尿酸)

#### b) 対象者

航空自衛隊久米島分屯基地において、年度末年齢が20歳、25歳、30歳になる隊員又はBMI25以上、腹囲 (男性85cm、女性90cm以上) に該当する隊員

#### c) その他

定期健康診断に際し、細部については契約相手方が定めた方法により行うものとする。

## 3 検査結果通知書の提出

検査結果通知書 (様式任意) (1部) を提出すること。

#### 4 検査

検査は、検査結果通知書の提出をもって終了とする。

#### 5 その他の指示

##### 5. 1 個人情報の取り扱い

- a) 契約相手方は、善良な管理者の注意を持って本役務を行うものとする。
- b) 契約相手方は、個人情報の漏えい等の防止のため、適切な措置をとらなければならない。
- c) 契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。
- d) 契約相手方は、本役務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合、あらかじめ書面により官側の承認を受けなければならない。
- e) 契約相手方は、本役務に係る個人情報を他の目的で利用してはならない。また、当該情報を第三者に提供してはならない。
- f) 契約相手方は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により官側の承認を受けなければならない。
- g) 契約相手方は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行う。また、官側は、特に必要と認めた場合は、契約相手方に対し個人情報の管理状況に関し質問し、資料提出を求め、又はその職員に契約相手方の施設等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。
- h) 契約相手方は、本役務に関連するデータについて、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用するものとし、必要書類の提出後、該当データを保持しないものとする。

##### 5. 2 その他

- a) この仕様書に記載されていない事項で、関連法令等上、当然実施しなければならない事項については、契約相手方が関連法令等に基づき実施するものとする。その際、疑義が生じた場合、官側と調整のうえ指示を受けるものとする。
- b) 役務に関し事故等が発生した場合は、契約相手方は、速やかにその内容を官側に報告する。
- c) 官側は契約相手方が正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

# 航空自衛隊久米島分屯基地仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	久米島LSP-衛-5
品名又は件名	血液検査② (末梢血液一般)	承認年月日	令和 8年2月18日
		作成年月日	令和 8年2月18日
		改正年月日	
		作成隊等名	第54警戒隊

## 1 総則 (適用範囲)

### 1. 1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊久米島分屯基地における定期健康診断について規定する。

### 1. 2 関係法令等

- a) 健康保険法 (大正11年法律第70条)
- b) 防衛省職員の健康管理に関する訓令 (昭和29年庁訓令第31号)
- c) 航空自衛隊における健康診断及び体力検査に関する達 (昭和60年空自達第26号)
- d) 航空自衛隊の部隊等の保有する個人情報の安全確保等に関する達 (平成25年空自達第43号)

## 2 役務に関する要求

### 2. 1 履行場所

契約相手方の定める場所

### 2. 2 履行期間

原則として平日を基本とし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に定める休日は履行しない。その他官側の都合により履行しない場合は双方で協議する。

### 2. 3 一般管理事項

契約相手方は本仕様書に基づき実施するものとする。

### 2. 4 役務内容

#### a) 対象科目

末梢血液一般 (RBC、WBC、Hb、Ht、血小板数)

#### b) 対象者

航空自衛隊久米島分屯基地において、年度末年齢が20歳、25歳、30歳になる隊員又はBMI25以上、腹囲 (男性85cm、女性90cm以上) に該当する隊員

#### c) その他

定期健康診断に際し、細部については契約相手方が定めた方法により行うものとする。

## 3 検査結果通知書の提出

検査結果通知書 (様式任意) (1部) を提出すること。

## 4 検査

検査は、検査結果通知書の提出をもって終了とする。

## 5 その他の指示

### 5. 1 個人情報の取り扱い

- a) 契約相手方は、善良な管理者の注意を持って本役務を行うものとする。
- b) 契約相手方は、個人情報の漏えい等の防止のため、適切な措置をとらなければならない。
- c) 契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。
- d) 契約相手方は、本役務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合、あらかじめ書面により官側の承認を受けなければならない。
- e) 契約相手方は、本役務に係る個人情報を他の目的で利用してはならない。また、当該情報を第三者に提供してはならない。
- f) 契約相手方は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により官側の承認を受けなければならない。
- g) 契約相手方は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行う。また、官側は、特に必要と認めた場合は、契約相手方に対し個人情報の管理状況に関し質問し、資料提出を求め、又はその職員に契約相手方の施設等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。
- h) 契約相手方は、本役務に関連するデータについて、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用するものとし、必要書類の提出後、該当データを保持しないものとする。

### 5. 2 その他

- a) この仕様書に記載されていない事項で、関連法令等上、当然実施しなければならない事項については、契約相手方が関連法令等に基づき実施するものとする。その際、疑義が生じた場合、官側と調整のうえ指示を受けるものとする。
- b) 役務に関し事故等が発生した場合は、契約相手方は、速やかにその内容を官側に報告する。
- c) 官側は契約相手方が正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

# 航空自衛隊久米島分屯基地仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	久米島LSP-衛-6
品名又は件名	定期健康診断①	承認年月日	令和 8年2月18日
		作成年月日	令和 8年2月18日
		改正年月日	
		作成隊等名	第54警戒隊

## 1 総則 (適用範囲)

### 1. 1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊久米島分屯基地における定期健康診断について規定する。

### 1. 2 関係法令等

- a) 健康保険法 (大正11年法律第70条)
- b) 防衛省職員の健康管理に関する訓令 (昭和29年庁訓令第31号)
- c) 航空自衛隊における健康診断及び体力検査に関する達 (昭和60年空自達第26号)
- d) 航空自衛隊の部隊等の保有する個人情報の安全確保等に関する達 (平成25年空自達第43号)

## 2 役務に関する要求

### 2. 1 履行場所

契約相手方の定める場所

### 2. 2 履行期間

原則として平日を基本とし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に定める休日は履行しない。その他官側の都合により履行しない場合は双方で協議する。

### 2. 3 一般管理事項

契約相手方は本仕様書に基づき実施するものとする。

### 2. 4 役務内容

#### a) 対象科目

心電図 (12誘導)

#### b) 対象者

航空自衛隊久米島分屯基地において、年度末年齢が20歳、25歳、30歳になる隊員又はBMI25以上、腹囲 (男性85cm、女性90cm以上) に該当する隊員

#### c) その他

定期健康診断に際し、細部については契約相手方が定めた方法により行うものとする。

## 3 検査結果通知書の提出

検査結果通知書 (様式任意) (1部) を提出すること。

## 4 検査

検査は、検査結果通知書の提出をもって終了とする。

## 5 その他の指示

### 5. 1 個人情報の取り扱い

- a) 契約相手方は、善良な管理者の注意を持って本役務を行うものとする。
- b) 契約相手方は、個人情報の漏えい等の防止のため、適切な措置をとらなければならない。
- c) 契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。
- d) 契約相手方は、本役務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合、あらかじめ書面により官側の承認を受けなければならない。
- e) 契約相手方は、本役務に係る個人情報を他の目的で利用してはならない。また、当該情報を第三者に提供してはならない。
- f) 契約相手方は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により官側の承認を受けなければならない。
- g) 契約相手方は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行う。また、官側は、特に必要と認めた場合は、契約相手方に対し個人情報の管理状況に関し質問し、資料提出を求め、又はその職員に契約相手方の施設等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。
- h) 契約相手方は、本役務に関連するデータについて、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用するものとし、必要書類の提出後、該当データを保持しないものとする。

### 5. 2 その他

- a) この仕様書に記載されていない事項で、関連法令等上、当然実施しなければならない事項については、契約相手方が関連法令等に基づき実施するものとする。その際、疑義が生じた場合、官側と調整のうえ指示を受けるものとする。
- b) 役務に関し事故等が発生した場合は、契約相手方は、速やかにその内容を官側に報告する。
- c) 官側は契約相手方が正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

# 航空自衛隊久米島分屯基地仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	久米島LSP-衛-7
品名又は件名	定期健康診断②	承認年月日	令和 8年2月18日
		作成年月日	令和 8年2月18日
		改正年月日	
		作成隊等名	第54警戒隊

- 1 総則（適用範囲）
  1. 1 適用範囲
 

本仕様書は、航空自衛隊久米島分屯基地における定期健康診断について規定する。
  1. 2 関係法令等
    - a) 健康保険法（大正11年法律第70条）
    - b) 防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和29年庁訓令第31号）
    - c) 航空自衛隊における健康診断及び体力検査に関する達（昭和60年空自達第26号）
    - d) 航空自衛隊の部隊等の保有する個人情報の安全確保等に関する達（平成25年空自達第43号）
- 2 役務に関する要求
  2. 1 履行場所
 

契約相手方の定める場所
  2. 2 履行期間
 

原則として平日を基本とし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日は履行しない。その他官側の都合により履行しない場合は双方で協議する。
  2. 3 一般管理事項
 

契約相手方は本仕様書に基づき実施するものとする。
  2. 4 役務内容
    - a) 対象科目
 

梅毒検査（RPR、TPHA）
    - b) 対象者
 

航空自衛隊久米島分屯基地で勤務に従事する隊員であって、官側が指定する者
    - c) その他
 

定期健康診断に際し、細部については契約相手方が定めた方法により行うものとする。
- 3 検査結果通知書の提出
 

検査結果通知書（様式任意）（1部）を提出すること。
- 4 検査
 

検査は、検査結果通知書の提出をもって終了とする。
- 5 その他の指示

5. 1 個人情報の取り扱い

- a) 契約相手方は、善良な管理者の注意を持って本役務を行うものとする。
- b) 契約相手方は、個人情報の漏えい等の防止のため、適切な措置をとらなければならない。
- c) 契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。
- d) 契約相手方は、本役務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合、あらかじめ書面により官側の承認を受けなければならない。
- e) 契約相手方は、本役務に係る個人情報を他の目的で利用してはならない。また、当該情報を第三者に提供してはならない。
- f) 契約相手方は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により官側の承認を受けなければならない。
- g) 契約相手方は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行う。また、官側は、特に必要と認めた場合は、契約相手方に対し個人情報の管理状況に関し質問し、資料提出を求め、又はその職員に契約相手方の施設等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。
- h) 契約相手方は、本役務に関連するデータについて、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用するものとし、必要書類の提出後、該当データを保持しないものとする。

5. 2 その他

- a) この仕様書に記載されていない事項で、関連法令等上、当然実施しなければならない事項については、契約相手方が関連法令等に基づき実施するものとする。その際、疑義が生じた場合、官側と調整のうえ指示を受けるものとする。
- b) 役務に関し事故等が発生した場合は、契約相手方は、速やかにその内容を官側に報告する。
- c) 官側は契約相手方が正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

# 航空自衛隊久米島分屯基地仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	久米島LSP-衛-8
品名又は件名	定期健康診断③	承認年月日	令和 8年2月18日
		作成年月日	令和 8年2月18日
		改正年月日	
		作成隊等名	第54警戒隊

## 1 総則（適用範囲）

### 1. 1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊久米島分屯基地における定期健康診断について規定する。

### 1. 2 関係法令等

- a) 健康保険法（大正11年法律第70条）
- b) 防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和29年庁訓令第31号）
- c) 航空自衛隊における健康診断及び体力検査に関する達（昭和60年空自達第26号）
- d) 航空自衛隊の部隊等の保有する個人情報等の安全確保等に関する達（平成25年空自達第43号）

## 2 役務に関する要求

### 2. 1 履行場所

契約相手方の定める場所

### 2. 2 履行期間

原則として平日を基本とし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日は履行しない。その他官側の都合により履行しない場合は双方で協議する。

### 2. 3 一般管理事項

契約相手方は本仕様書に基づき実施するものとする。

### 2. 4 役務内容

#### a) 対象科目

肝炎検査（HBs抗原）

#### b) 対象者

航空自衛隊久米島分屯基地で勤務に従事する隊員であって、官側が指定する者

#### c) その他

定期健康診断に際し、細部については契約相手方が定めた方法により行うものとする。

## 3 検査結果通知書の提出

検査結果通知書（様式任意）（1部）を提出すること。

## 4 検査

検査は、検査結果通知書の提出をもって終了とする。

## 5 その他の指示

5. 1 個人情報の取り扱い

- a) 契約相手方は、善良な管理者の注意を持って本役務を行うものとする。
- b) 契約相手方は、個人情報の漏えい等の防止のため、適切な措置をとらなければならない。
- c) 契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。
- d) 契約相手方は、本役務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合、あらかじめ書面により官側の承認を受けなければならない。
- e) 契約相手方は、本役務に係る個人情報を他の目的で利用してはならない。また、当該情報を第三者に提供してはならない。
- f) 契約相手方は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により官側の承認を受けなければならない。
- g) 契約相手方は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行う。また、官側は、特に必要と認めた場合は、契約相手方に対し個人情報の管理状況に関し質問し、資料提出を求め、又はその職員に契約相手方の施設等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。
- h) 契約相手方は、本役務に関連するデータについて、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用するものとし、必要書類の提出後、該当データを保持しないものとする。

5. 2 その他

- a) この仕様書に記載されていない事項で、関連法令等上、当然実施しなければならない事項については、契約相手方が関連法令等に基づき実施するものとする。その際、疑義が生じた場合、官側と調整のうえ指示を受けるものとする。
- b) 役務に関し事故等が発生した場合は、契約相手方は、速やかにその内容を官側に報告する。
- c) 官側は契約相手方が正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

# 航空自衛隊久米島分屯基地仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	久米島LSP-衛-9
品名又は件名	定期健康診断④	承認年月日	令和 8年2月18日
		作成年月日	令和 8年2月18日
		改正年月日	
		作成隊等名	第54警戒隊

## 1 総則（適用範囲）

### 1. 1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊久米島分屯基地における定期健康診断について規定する。

### 1. 2 関係法令等

- a) 健康保険法（大正11年法律第70条）
- b) 防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和29年庁訓令第31号）
- c) 航空自衛隊における健康診断及び体力検査に関する達（昭和60年空自達第26号）
- d) 航空自衛隊の部隊等の保有する個人情報等の安全確保等に関する達（平成25年空自達第43号）

## 2 役務に関する要求

### 2. 1 履行場所

契約相手方の定める場所

### 2. 2 履行期間

原則として平日を基本とし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日は履行しない。その他官側の都合により履行しない場合は双方で協議する。

### 2. 3 一般管理事項

契約相手方は本仕様書に基づき実施するものとする。

### 2. 4 役務内容

#### a) 対象科目

肝炎検査（HBs抗体）

#### b) 対象者

航空自衛隊久米島分屯基地で勤務に従事する隊員であって、官側が指定する者

#### c) その他

定期健康診断に際し、細部については契約相手方が定めた方法により行うものとする。

## 3 検査結果通知書の提出

検査結果通知書（様式任意）（1部）を提出すること。

## 4 検査

検査は、検査結果通知書の提出をもって終了とする。

## 5 その他の指示

5. 1 個人情報の取り扱い

- a) 契約相手方は、善良な管理者の注意を持って本役務を行うものとする。
- b) 契約相手方は、個人情報の漏えい等の防止のため、適切な措置をとらなければならない。
- c) 契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。
- d) 契約相手方は、本役務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合、あらかじめ書面により官側の承認を受けなければならない。
- e) 契約相手方は、本役務に係る個人情報を他の目的で利用してはならない。また、当該情報を第三者に提供してはならない。
- f) 契約相手方は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により官側の承認を受けなければならない。
- g) 契約相手方は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行う。また、官側は、特に必要と認めた場合は、契約相手方に対し個人情報の管理状況に関し質問し、資料提出を求め、又はその職員に契約相手方の施設等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。
- h) 契約相手方は、本役務に関連するデータについて、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用するものとし、必要書類の提出後、該当データを保持しないものとする。

5. 2 その他

- a) この仕様書に記載されていない事項で、関連法令等上、当然実施しなければならない事項については、契約相手方が関連法令等に基づき実施するものとする。その際、疑義が生じた場合、官側と調整のうえ指示を受けるものとする。
- b) 役務に関し事故等が発生した場合は、契約相手方は、速やかにその内容を官側に報告する。
- c) 官側は契約相手方が正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

# 航空自衛隊久米島分屯基地仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	久米島LSP一衛一10
品名又は件名	定期健康診断⑤	承認年月日	令和 8年2月18日
		作成年月日	令和 8年2月18日
		改正年月日	
		作成隊等名	第54警戒隊

## 1 総則 (適用範囲)

### 1. 1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊久米島分屯基地における定期健康診断について規定する。

### 1. 2 関係法令等

- a) 健康保険法 (大正11年法律第70条)
- b) 防衛省職員の健康管理に関する訓令 (昭和29年庁訓令第31号)
- c) 航空自衛隊における健康診断及び体力検査に関する達 (昭和60年空自達第26号)
- d) 航空自衛隊の部隊等の保有する個人情報の安全確保等に関する達 (平成25年空自達第43号)

## 2 役務に関する要求

### 2. 1 履行場所

契約相手方の定める場所

### 2. 2 履行期間

原則として平日を基本とし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に定める休日は履行しない。その他官側の都合により履行しない場合は双方で協議する。

### 2. 3 一般管理事項

契約相手方は本仕様書に基づき実施するものとする。

### 2. 4 役務内容

#### a) 対象科目

消化器検査 (胃部X線 (直接撮影))

#### b) 対象者

航空自衛隊久米島分屯基地において、年度末年齢が50歳以上の隊員

#### c) その他

定期健康診断に際し、細部については契約相手方が定めた方法により行うものとする。

## 3 検査結果通知書の提出

検査結果通知書 (様式任意) (1部) を提出すること。

## 4 検査

検査は、検査結果通知書の提出をもって終了とする。

## 5 その他の指示

5. 1 個人情報の取り扱い

- a) 契約相手方は、善良な管理者の注意を持って本役務を行うものとする。
- b) 契約相手方は、個人情報の漏えい等の防止のため、適切な措置をとらなければならない。
- c) 契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。
- d) 契約相手方は、本役務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合、あらかじめ書面により官側の承認を受けなければならない。
- e) 契約相手方は、本役務に係る個人情報を他の目的で利用してはならない。また、当該情報を第三者に提供してはならない。
- f) 契約相手方は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により官側の承認を受けなければならない。
- g) 契約相手方は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行う。また、官側は、特に必要と認めた場合は、契約相手方に対し個人情報の管理状況に関し質問し、資料提出を求め、又はその職員に契約相手方の施設等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。
- h) 契約相手方は、本役務に関連するデータについて、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用するものとし、必要書類の提出後、該当データを保持しないものとする。

5. 2 その他

- a) この仕様書に記載されていない事項で、関連法令等上、当然実施しなければならない事項については、契約相手方が関連法令等に基づき実施するものとする。その際、疑義が生じた場合、官側と調整のうえ指示を受けるものとする。
- b) 役務に関し事故等が発生した場合は、契約相手方は、速やかにその内容を官側に報告する。
- c) 官側は契約相手方が正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

# 航空自衛隊久米島分屯基地仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	久米島LSP-衛-11
品名又は件名	定期健康診断⑥	承認年月日	令和 8年2月18日
		作成年月日	令和 8年2月18日
		改正年月日	
		作成隊等名	第54警戒隊

## 1 総則（適用範囲）

### 1. 1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊久米島分屯基地における定期健康診断について規定する。

### 1. 2 関係法令等

- a) 健康保険法（大正11年法律第70条）
- b) 防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和29年庁訓令第31号）
- c) 航空自衛隊における健康診断及び体力検査に関する達（昭和60年空自達第26号）
- d) 航空自衛隊の部隊等の保有する個人情報の安全確保等に関する達（平成25年空自達第43号）

## 2 役務に関する要求

### 2. 1 履行場所

契約相手方の定める場所

### 2. 2 履行期間

原則として平日を基本とし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日は履行しない。その他官側の都合により履行しない場合は双方で協議する。

### 2. 3 一般管理事項

契約相手方は本仕様書に基づき実施するものとする。

### 2. 4 役務内容

#### a) 対象科目

消化器検査（ヒトヘモ2日法）

#### b) 対象者

航空自衛隊久米島分屯基地において、年度末年齢が40歳以上の隊員

#### c) その他

定期健康診断に際し、細部については契約相手方が定めた方法により行うものとする。

## 3 検査結果通知書の提出

検査結果通知書（様式任意）（1部）を提出すること。

## 4 検査

検査は、検査結果通知書の提出をもって終了とする。

## 5 その他の指示

5. 1 個人情報の取り扱い

- a) 契約相手方は、善良な管理者の注意を持って本役務を行うものとする。
- b) 契約相手方は、個人情報の漏えい等の防止のため、適切な措置をとらなければならない。
- c) 契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。
- d) 契約相手方は、本役務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合、あらかじめ書面により官側の承認を受けなければならない。
- e) 契約相手方は、本役務に係る個人情報を他の目的で利用してはならない。また、当該情報を第三者に提供してはならない。
- f) 契約相手方は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により官側の承認を受けなければならない。
- g) 契約相手方は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行う。また、官側は、特に必要と認めた場合は、契約相手方に対し個人情報の管理状況に関し質問し、資料提出を求め、又はその職員に契約相手方の施設等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。
- h) 契約相手方は、本役務に関連するデータについて、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用するものとし、必要書類の提出後、該当データを保持しないものとする。

5. 2 その他

- a) この仕様書に記載されていない事項で、関連法令等上、当然実施しなければならない事項については、契約相手方が関連法令等に基づき実施するものとする。その際、疑義が生じた場合、官側と調整のうえ指示を受けるものとする。
- b) 役務に関し事故等が発生した場合は、契約相手方は、速やかにその内容を官側に報告する。
- c) 官側は契約相手方が正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

# 航空自衛隊久米島分屯基地仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	久米島LSP一衛一12
品名又は件名	定期健康診断⑦	承認年月日	令和 8年2月18日
		作成年月日	令和 8年2月18日
		改正年月日	
		作成隊等名	第54警戒隊

## 1 総則（適用範囲）

### 1. 1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊久米島分屯基地における定期健康診断について規定する。

### 1. 2 関係法令等

- a) 健康保険法（大正11年法律第70条）
- b) 防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和29年庁訓令第31号）
- c) 航空自衛隊における健康診断及び体力検査に関する達（昭和60年空自達第26号）
- d) 航空自衛隊の部隊等の保有する個人情報の安全確保等に関する達（平成25年空自達第43号）

## 2 役務に関する要求

### 2. 1 履行場所

契約相手方の定める場所

### 2. 2 履行期間

原則として平日を基本とし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日は履行しない。その他官側の都合により履行しない場合は双方で協議する。

### 2. 3 一般管理事項

契約相手方は本仕様書に基づき実施するものとする。

### 2. 4 役務内容

#### a) 対象科目

喀痰検査

#### b) 対象者

航空自衛隊久米島分屯基地において、年度末年齢が40歳以上の隊員

#### c) その他

定期健康診断に際し、細部については契約相手方が定めた方法により行うものとする。

## 3 検査結果通知書の提出

検査結果通知書（様式任意）（1部）を提出すること。

## 4 検査

検査は、検査結果通知書の提出をもって終了とする。

## 5 その他の指示

5. 1 個人情報の取り扱い

- a) 契約相手方は、善良な管理者の注意を持って本役務を行うものとする。
- b) 契約相手方は、個人情報の漏えい等の防止のため、適切な措置をとらなければならない。
- c) 契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。
- d) 契約相手方は、本役務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合、あらかじめ書面により官側の承認を受けなければならない。
- e) 契約相手方は、本役務に係る個人情報を他の目的で利用してはならない。また、当該情報を第三者に提供してはならない。
- f) 契約相手方は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により官側の承認を受けなければならない。
- g) 契約相手方は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行う。また、官側は、特に必要と認めた場合は、契約相手方に対し個人情報の管理状況に関し質問し、資料提出を求め、又はその職員に契約相手方の施設等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。
- h) 契約相手方は、本役務に関連するデータについて、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用するものとし、必要書類の提出後、該当データを保持しないものとする。

5. 2 その他

- a) この仕様書に記載されていない事項で、関連法令等上、当然実施しなければならない事項については、契約相手方が関連法令等に基づき実施するものとする。その際、疑義が生じた場合、官側と調整のうえ指示を受けるものとする。
- b) 役務に関し事故等が発生した場合は、契約相手方は、速やかにその内容を官側に報告する。
- c) 官側は契約相手方が正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。